

## 尾張旭市の情報公開（公文書公開）において電磁記録での

### 交付ができるように条例の改正を求める陳情書

#### 討論要旨 山下幹雄議員

採決において趣旨採択について諮ることを求めましたが、それは否決ということになりました。

本市の情報公開条例によりますと、文書物は文書でしか交付できない。そして、電磁物については、電磁記録の交付もあるんですが、実際、テキストのもの等、できるものがあるのではないかと考える中で、各業務課にその情報公開の裁量が任されている部分があります。一定の条例をつくり上げて、しっかり情報公開もして、電磁化も図っていくと、両面からこれはしっかり議会としても検討していくべきだし、行政にも検討を促すべきだと考えて、賛成討論とさせていただきます。